

平成 31 年 2 月 26 日

公示第 5 9 0 号

電通健康保険組合
理事長 岩下 幹

健康保険法第 38 条第 3 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日より、平成 32 年 3 月 31 日までの間、特例退職被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額	2 6 0 , 0 0 0 円
--------	-----------------

保険料月額	1 6 , 5 1 0 円
-------	---------------

介護保険料	2 , 4 4 4 円
-------	-------------

以上

2 月 26 日から
掲示期間
3 月 05 日まで